

初診時・再診時に選定療養費がかかります。

～平成 28 年 4 月度診療報酬改定によるお知らせ～

国が構想する医療の機能分担をすすめる観点から、特定機能病院である福井大学病院は、外来診療の際には、他の医療機関からの紹介を受けていただくことを原則としています。

当院では、平成 28 年 4 月 1 日より、他の医療機関からの紹介によらず直接来院された場合は、次の選定療養費を別途ご負担いただくこととなりました。

初診の方

- ・他の医療機関からの紹介状を持参されず直接来院された場合

医科 5,400 円、歯科 3,240 円

再診の方

- ・他の医療機関への紹介を行ったのちに、当院を受診された場合

医科 2,700 円、歯科 1,620 円（受診ごと）

※「選定療養費」とは、被保険者である患者さんが選択することで発生する費用です。上の費用は、外来医療の機能分化・連携を推進する観点から制定されています。

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ・継続して当院を受診中の（予約がある）場合
- ・当院の他科（歯科を除く）を受診中の場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診した場合（嶺北地区病院群救急輪番）
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・当院の治験に協力していただいている場合
- ・災害により被害を受けられた場合

平成 28 年 3 月